

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条第五項の規定による権限の委任に関する政令案参照条文

- 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）・・・ 1
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）（抄）・・・ 2
- 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）・・・ 4
- 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）（抄）・・・ 6

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

258（略）

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

1031（略）

（登録）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（取締役等の兼職制限等）

第三十一条の四 金融商品取引業者（有価証券関連連業を行う者に限る。以下この条（第四項を除く。）において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役員は、当該金融商品取引業者の親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない。

2 金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員又は使用人は、当該金融商品取引業者の子銀行等の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役員（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）を兼ねてはならない。

3 金融商品取引業者の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

4 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役員は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が金融商品取引業者の取締役又は執行役員を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第一項の「親銀行等」とは、金融商品取引業者の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三条の三第二項第三号及び第四十四条の三において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

6 第二項の「子銀行等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三条の三第二項第三号及び第四十四条の三において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

7 第五項に規定する総株主等の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2、3 (略)

(権限の委任)

第二百十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。  
2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 (略)

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定(「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める部分に限る。)、同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定(「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める部分に限る。)、同法第九十条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、同法第九十条の七第二項第一号の改正規定、同法第三項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)並びに同法第二百五条の二、第二百七条第一項第六号及び第二百八条第四号の改正規定、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の三第三号の改正規定、同法第十一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第十一条の四十七第一項第二号の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条第四項第二号、第十一条の四第二項及び第十一条の八第三号の改正規定、同法第十一条の十三を同法第十一

条の十四とし、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百零一条第一項及び第三百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中小企業等協同組合法第五十八条の五の次に一条を加える改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（「第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十一条中銀行法第十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第十二条中保険業法目次、第二条第十一項、第八条及び第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える部分に限る。）、同法第一百条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百零六条第一項第五号の改正規定、同法第二編第九章第二節中第九百九十四条の前に一条を加える改正規定、同法第二百七十一条の二十一第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百七十二條の十三第二項並びに第三百三十三條第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十二条第一項第二号の改正規定、第十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項ただし書の改正規定（「第二十一条第四項」の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）並びに附則第二十二条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第四項の改正規定（「第三十六条」を「第三十六条第一項、」に改める部分に限る。）、附則第三十二条中資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五条及び第三十八条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 四・五（略）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）が証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行日（同法附則第一条本文に規定する施行日をいう。）から起算して一年を経過する日（以下この条において「特定日」という。）後である場合には、同法附則第二十八条第一項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出したときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る親銀行等（同条第一項に規定する親銀行等をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねることができ。

2 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十八条第二項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出したときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る子銀行等（同条第二項に規定する子銀行等をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又

は執行役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。）を兼ねることができる。

3 第三号施行日が特定日後である場合には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十八条第三項の規定により同項の届出（以下この項において「旧届出」という。）をした者が、特定日までに内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、特定日の翌日から第三号施行日の前日までの間、引き続き当該旧届出に係る同条第三項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

5 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者（法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十条第一項 及び第三十一条第六項 の規定による認可

二 法第三十条の二第一項 の規定による認可の条件の付加

三 法第三十条の三第一項 の規定による認可申請書の受理

四 法第三十一条第一項 及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第四項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の

三第一項の規定による届出の受理

五 法第三十一条第四項の規定による変更登録申請書の受理

六 法第三十一条第五項において準用する法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否

七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十三条第五項（法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十三条第五項（法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条の四第二項及び第四項の規定

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

九 法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二並びに第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三条、第五十四条並びに第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、及び第二項の規定による処分

十一 法第五十四条の二及び第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、の規定による公告

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）、

十三 法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものを除く。）、

十四 法第五十七条第二項及び第六十条の八第五項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、の規定による聴聞

十五 法第五十七条第三項（法第二十九条の登録に係るものを除く。）、及び第六十条の八第四項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、の規定による通知

十六 法第六十条の四第一項及び第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任

十七 法第六十条の四第二項及び第六十五条第二項の規定による支払の命令

十八 法第六十五条の三第一項の規定による依頼の受理

十九 法第六十五条の三第二項の規定による意見の陳述

二十 法第九十七条の規定による処分のうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十一 法第九十四条の六第二項及び第三項の規定による通知

二十二 第十五条の十三第三号、第十五条の十五、第十六条の十七ただし書、第十六条の十八ただし書、第十六条の十九ただし書並びに第十七条の十第一項ただし書及び第三項ただし書の規定による承認

二十三 第十五条の十四の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

二十四 第三十七条第六項の規定による協議

二十五 第三十七条第七項の規定による通知

○ 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）（抄）

附則

（財務局長等への権限の委任）

第十条 (略)

234 (略)

5 長官権限のうち、改正法附則第二十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十八条第四項及び第六項並びに整備法第七条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出の受理（新金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定する金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び特例業務届出者（新金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。）並びに新金融商品取引法施行令第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定する登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一项に規定する登録金融機関をいう。）に係るものを除く。）は、当該届出をする者（当該者が金融商品取引業者又は改正法附則第十七条第一項の規定により施行日以後引き続き金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行っている者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又は使用人である場合にあつては、当該金融商品取引業者又は当該金融商品取引業を行っている者。以下この項において同じ。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該届出をする者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。